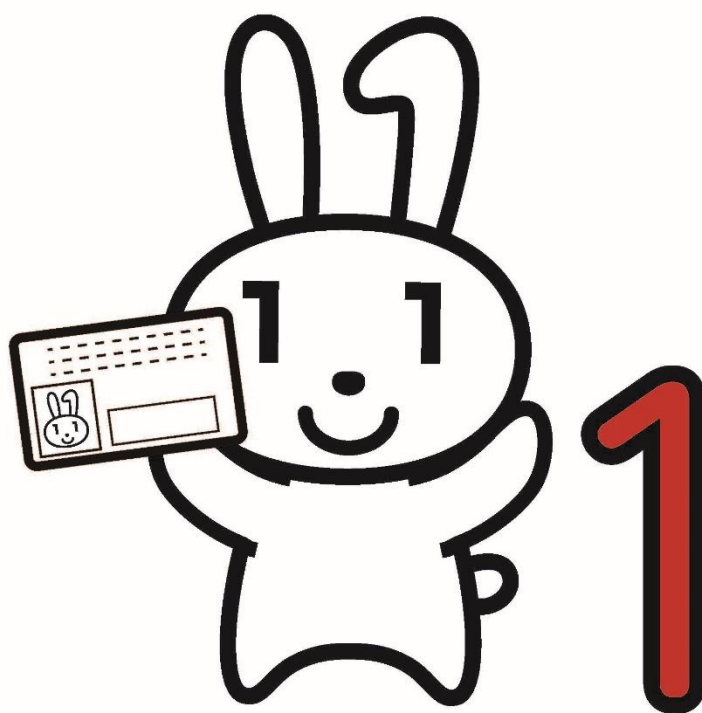


マイナ保険証

Q & A

令和7年7月作成



建設連合国民健康保険組合

目次

- Q 1 マイナ保険証とは何ですか。
- Q 2 マイナ保険証を持っていません。どうやって病院や薬局を受診すればよいのですか。
- Q 3 「資格情報のお知らせ」が届きました。これは何ですか。
- Q 4 自分がマイナ保険証の利用登録をしているかどのように確認したらよいですか。
- Q 5 マイナ保険証には、どんなメリットがありますか。
- Q 6 マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか。
- Q 7 マイナンバーカードを持っていません。どうやって取得できますか。
- Q 8 マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。
- Q 9 医療機関・薬局でマイナ保険証を使用して受付するにはどうすればよいですか。
- Q 10 マイナンバーカードの暗証番号がロックされてしまったのですが、保険証として利用できますか。

Q 1 1 マイナ保険証利用時に「電子証明書が失効しています」と表示されました。どうすればいいですか。

Q 1 2 マイナ保険証で受診するときに、高齢受給者証は必要ですか。

Q 1. マイナ保険証とは何ですか。

(A) マイナ保険証とは、保険証として利用登録されたマイナンバーカードのことです。

オンライン資格確認システムが導入されている医療機関等（病院や薬局）で利用することができます。

Q 2. マイナ保険証を持っていません。どうやって病院や薬局を受診すればよいのですか。

(A) マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の保険証の有効期限が切れる前に建設連合国保より「資格確認書」を交付します。

ご自身での申請は不要です。資格確認書を利用することで、マイナ保険証のメリットは受けられませんが、これまでどおり医療機関等を受診することができます。

なお、資格確認書の材質・サイズ・形状・記載内容は、従来の保険証と変わりません。

Q 3. 「資格情報のお知らせ」が届きました。これは何ですか。

(A) 「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証をお持ちの方にご自身の医療保険の資格情報を確認できるよう、建設連合国保より A 4 の紙面にて交付するものです。

何らかの事情で、医療機関等の窓口でオンライン資格確認が上手くいかなかった場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」（マイナポータル画面（※）でも可能）を提示することで、スムーズに医療機関等を受診することができます。

一方、この「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。

（※）マイナポータルとは、ご自身の所得や加入している医療保険の資格情報を確認できるオンラインサービスです。

Q 4. 自分がマイナ保険証の利用登録をしているかどのように確認したらよいですか。

(A) マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルのログイン後のトップ画面で確認できます。お持ちのスマートフォンで「マイナポータル」にログインし以下の手順でご確認いただけます。



Q 5. マイナ保険証には、どんなメリットがありますか。

(A)

① データに基づくより良い医療が受けられる

マイナ保険証を利用する際に、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。

② 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナ保険証を利用する際に、「限度額情報の表示」に同意することで、支払いが自己負担限度額までとなります。

そのため、限度額適用認定証等の申請が不要となります。

※ その他のメリットや詳細は、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html)

Q 6. マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか。

(A) マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。申請には以下3つの方法があります。

- ① 医療機関等の受付にある顔認証付きカードリーダーからの申請
- ② マイナポータルからの申請
- ③ セブン銀行 ATM からの申請

※ 詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」
をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

① 顔認証付きカードリーダーからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪

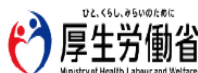
医療機関・薬局の受付でもOK！



マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイ ナン バー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平 日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

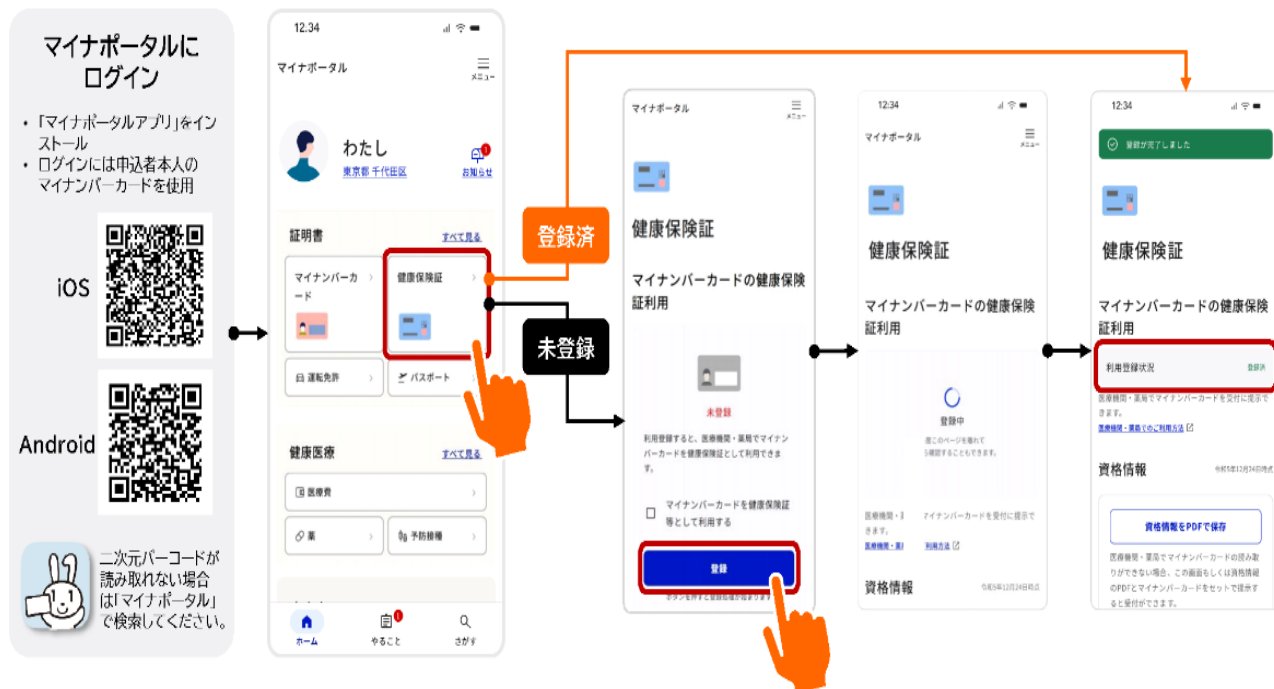
② マイナポータルからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は ご自身でマイナポータルで確認できます！

いますぐ手元で
できる♪



ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



※登録状況未確認の状態でも、受診時に医療機関等にマイナンバーカードをお持ちください。顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、登録済みであればそのまま使うことができ、未登録であればその場で利用登録をすることができます。

③ セブン銀行 ATM からの申請



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!

ATMでの申込みに必要なもの



+



ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

マイナンバーカード
利用者証明用
パスワード
(4桁)

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて くわしくはこちら





マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

デジタル庁



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



セブン銀行

2024年2月現在

Q 7. マイナンバーカードを持っていません。どうやって取得できますか。

(A) マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下 3 つの方法でJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請ができます。

- ① オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

※ 詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」をご確認ください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)

Q 8. マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。

(A) 悪用は困難な対策がとられているため安心して持ち歩いていただけます。

- ① マイナンバーカードの IC チップには、税や年金、健診結果や薬剤情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。不正に情報を読みだそうとすると IC チップが壊れる仕組みです。

また、カード利用には暗証番号等の認証が必要で、暗証番号を一定回数以上間違えるとカードがロックされます。

- ② マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません。

マイナンバーを使う手続きでは顔写真付きの身分証明書での本人確認が行われます。

また、マイナンバー制度は個人情報を一元管理する仕組みではありません。そのため、情報が芋づる式で漏れることはありません。

※ 詳しくは、デジタル庁・総務省作成リーフレットをご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001257094.pdf>)

Q 9. 医療機関・薬局でマイナ保険証を使用して受付するにはどうすればよいですか。

(A) 医療機関等の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

1 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける



顔認識カードリーダーには複数の種類があります



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください

○	○	○	○
1	2	3	
4	5	6	
7	8	9	
取消	0	クリア	

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。(ロックがかかっても顔認証はできます)

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、
医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認
できるようになり、正確なデータに基づくより良い
医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。



5 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

※ 詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

Q 1 0. マイナンバーカードの暗証番号がロックされてしまったのですが、保険証として利用できますか。

(A) 暗証番号がロックされていても、顔認証付きカードリーダーで顔認証または窓口職員によるマイナンバーカードの顔写真の目視確認で本人確認が可能ですので、保険証として利用いただくことは可能です。

なお、暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村の窓口で利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の番号）の初期化・再設定を行ってください。

Q 1 1. マイナ保険証で受診するときに、「電子証明書が失効しています」と表示されました。どうすればいいですか。

(A) 「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、医療機関等において、マイナ保険証としてご利用できません。

そのため、有効期間満了日の2～3カ月前を目途に、ご自身のもとにJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、医療機関等の資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、有効期間が3カ月以内である旨のアラートが出ます。こうしたご案内を受け取りましたら、すみやかに住民票のある市区町村の窓口で電子証明書の再発行手続きをしてください。

Q 1 2. マイナ保険証で受診するときに、高齢受給者証は必要ですか。

(A) 不要です。

マイナ保険証によるオンライン資格確認で、一部負担金の割合が確認できるため、医療機関等の窓口で高齢受給者証を提示する必要がなくなります。

※ 資格確認書を提示する場合は、これまでどおり、高齢受給者証をあわせて提示してください。